

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○議長（大塚純一郎君） おはようございます。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

上着の脱衣を許可いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第52号の質疑、討論、採決

○議長（大塚純一郎君） 日程第1、議案第52号 令和5年度只見町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

先日は議案説明を終了していますので、質疑から行います。

質疑はありますか。

2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） 大きく二つです。

一つは、11ページの民生費、社会福祉費の民生費。その節の12と19の関連ですけども、19の扶助費支給にあたって12の委託料。これで給付支援業務委託料ということで64万4,000円ありますが、この委託先は、の契約方法は随意になるのか。指名競争入札になるのか。で、かなりこの電算システムの中では、これ、みんなあの、町民税、全世帯分、掌握している分から抽出する形になると思います。そうすると、全ての町民の、その課税状況というのがわかるわけで、それでのこの作業というのは委託先の会社の中で行われるのか。それとも社員が町に来て、必要なそのコンピューターの関係の様々なシステムを使って、これ抽出作業をするのか。この特に、そういう個人の情報の保護、どのようにこれが行われるのか。まず、そこが、いわゆる個人情報保護の観点から町のそのコンピューター活用の委託のあり方、ここについて質問をいたします。で、個人情報保護と同時に、その、いわゆる契約のあり方。まだ契約、これからだと思うんで、会社名は言えないと思いますが、決算資料の中では二つの大きなところが、1,000万以上の、(聴き取り不能)令和4年度では行われたようですが、たぶん、その二つのどちらかに委託するのかなという、私の憶測ですが、そういう点であります。

それからもう一つは、13ページの農業費の農林水産費の目の5の交流施設費の、いわゆ

る事務用品購入費で、これは説明では湯ら里の中華テーブルの購入というふうの説明ありましたが、このいわゆる湯ら里との指定管理の中でどのように位置づけられて、それが契約の文書の中でどういうふうになっているのか。できれば、その契約書あれば出していただきたいと思いますが、よろしく。

以上、2点です。

○議長（大塚純一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） それでは、11ページの民生費についてのご質問ですが、まず、その給付支援業務委託料につきましては、今回、その下の扶助費の対象になる非課税世帯の抽出に係る委託料でございます。委託先につきましてはこれからですが、契約の方法としましては、現在、町の基幹システムを管理している会社のほうに随意契約という形で考えてございます。こちらの内容につきましては、非課税世帯の抽出ということになりますけれども、町の基幹システムにつきましては、非課税者を抽出することは可能なんですけれども、そちらを世帯としてまとめる見る形にはなっておりません。ですので、いずれにしても、その世帯に非課税者が全員なのか、そうでないのか、という抽出はいずれにしてもしなくてはなりません。町につきましては、町の職員ではなくて、この基幹システムを通して、そういった非課税世帯の抽出というものを業者のほうに委託する形となっているというものでございます。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） 2点目、13ページ、農林水産業費の5目の交流施設費、事務用備品のご質問の件でございます。こちら中華テーブル15台ということで議案の中でご説明をさせていただきました。こちら指定管理契約書のほうは後程、資料としてお渡しをさせていただきますと思います。そちらの中で、こういったまとまった備品、それから設備的なもので大きなものに関しては町が整備をするということで管理契約書の中に記載がございますので、そちらに沿って今回、予算のほうをお願いをさせていただいております。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） 先ほどの11ページのほうの、給付支援事業委託料の業者との関係な

んですが、これ、業者に委託して、この、その抽出方法、というのはこの委託するのはわかるんですが、それが業者が自分の会社の中で行うのか。それとも、その委託先の、随意契約というふうに先ほど回答ありましたけれども、随意契約した会社が、の職員が、この町に来て、その主要なコンピューターの操作をすると。で、抽出するという形にするのか。その辺が、この間もいろんなこの契約があって、この種の問題、様々あると思って、改めてその契約のあり方、それと個人情報の保護の、どう、やっぱり守っていくのかというのが、疑問に思ったものですから、そこがどのように、その業者は町のそのデータを使って抽出作業をするのかということです。

ここが一番あの、今回は非課税世帯の問題ですけれども、ちょっと余談になりますが、令和4年度の決算資料の中で資料要求しました。で、一応、500万以上の契約ということで、そうすると、二つの企業が担当していて、町のほとんどのこの会計業務に携わっている。というのがわかりました。だから、まあ、町民税はもとより、法人税から、介護保険料から、国保料から、全てのこの町民との関わりが、そういう業者が関係していると、委託契約の中で関係していると。じゃあ、そこの中の、この町民の個人情報の保護のあり方、町としてここは契約しながら情報の保護という点ではどのように扱われるのか。例えばあの、これ、企業が会社の中でこの作業を行うとすれば、その一つの企業はかなりのこう、地方自治体との契約してます。そうすると会社が、たぶん、会社の中でそれをやるとすれば、その各地方自治体の会計処理が全て掌握できているということになるわけで、そこからのこの情報の漏れが出ないのかなという危惧を持ちました。そういう点で、その辺の関係が、職員が町に来て、町のそういうデータを使って抽出するのか。それとも契約して、その後はもう会社だけでその作業ができるような状況になっているのか。そこをちょっと確認したかったんです。そこをお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） ただ今のご質問でございますけれども、町の基幹システムの中での処理ということで、委託先の業者の方が町に来て処理をするという形には今のところはなってございません。システム上の中で、こちらで条件を提示をしまして、そちらの抽出をしていただくと、世帯としての抽出をしていただくという形になります。で、個人情報保護の観点でございますけれども、そのシステム業者の中で、先ほどもおっしゃいましたように、様々な町民の方のデータをお持ちだということで、そういったものに関しましては、最

初の契約のほうで個人情報の保護という形で契約をされているかと思しますので、その点に関しては問題ないものというふうに思っております。

○議長（大塚純一郎君） 2番、山岸国夫君。

3回目。

○2番（山岸国夫君） 3回目です。

そうすると、これはあの、保健福祉課というより総務課のほうにちょっとお聞きしたいんですが、その辺のこの、そうすると、町で所有しているデータというのは、今、回答あったように、一つ一つの、今回は住民町民税非課税世帯の抽出ということですがけれども、しかし、逆にいけば、その業者というのは全部のデータ見れるという状況になっていると私思います。全てのデータということは、この町民税にかかわらず、先ほどもちょっと言いましたように、全てのこの町民が納めている税金の関係のデータ、全て見れるのかなと、契約状況にはなっているんじゃないかなと思います。そうすると、確かにその契約で、ここのところだけやってくださいよという契約ですけども、意図的に、この只見町のいろんな状況のやつを、その会社の従業員が悪意を持ってやった場合には、これは活用されてしまうという、このシステム上の危険性あるんじゃないかなという危惧を持ちました。その辺の安全管理は、いわゆる、どのようにこう、契約はしているんでしょうけど、業者任せで契約しているから大丈夫だろうと、それで良いんですかという疑問なんですけど、その辺いかがでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 町の基幹システム、町民情報に関する個人情報の取扱い等のお尋ねだと思います。契約それぞれの、保守契約もそうですけども、今回のデータの抽出業務等を契約する際には、その契約ごとに個人情報の取り扱いに関する特記事項、また特定個人情報の取り扱いに関する特記事項等の契約を結んでいるのは勿論でございますけども、その前段で、まず個人情報保護法のほうで、その個人情報を扱う企業に勿論、指定をされます。で、その保護の下で企業も個人情報を扱うということになってございますので、悪意を持ってというご質問の内容でしたが、悪意を持たれてしまえば、それは勿論、法律によって裁かれるという部分になりますので、その辺は町としても十分注意をしていくことは勿論ではございますけれども、法に則った形で個人情報を取り扱っていただく。これは行政も、企業も、全て同じだというふうに認識をしておりますので、そういったことで十分注意して、勿論、それが外部に漏れるようなことはあってはなりませんので、そういったことのないようにして、

契約もそうですが、その保護法に基づいた扱いをとっていくということで行っておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 13ページの、農林水産業費の先ほどの庁用器具。これ説明の中では中華セット15個というふうに聞いておりました。これについて、指定管理委託契約書を配るということでありましたが、ない以上、聞くしかないわけですが、湯ら里は、収益事業に係る施設整備と、施設整備というか営業に関するものと、それから、いわゆる公益的な、そういった事業に関わる部分と、これはあの、何らかの住み分けはあるんでしょうかということでお伺いいたします。

一つとして、中華テーブルの購入について、住民要望などがあって、例えば老人会で使うとか、あるいは町民の皆さん方が使うだとか、そういった要望があったのかということと、それらも含めて、どのような経過で中華テーブルを90万円で、町の予算を出して、私としては湯ら里の営業に関わる、営利事業に関わる部分を買うのかと、株式会社季の郷湯ら里に対して公金を中華テーブルとして支出するのかと。これ1点。

あとはまあ、その指定管理契約書を配るとおっしゃいましたが、この中に収益に関わる、あるいは公益に関わるものとしての区別が記載されているのかどうか。

なお、議案審議は最終的に表決を伴いますので、表決を伴う時に、表決前に、表決に必要な書類を配っていただかないと、表決の判断が付きかねますので、これ2点、よろしく願いします。

○議長（大塚純一郎君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） 今ほどの酒井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

交流施設、今回、中華テーブルということで、まずはじめにご質問いただきました収益事業、公益的なものの住み分けはあるのかといった内容でございます。湯ら里は設立、オープン当初から公益的な事業、町に資する町民利用、その他において区分けをさせていただいた部分と収益的な事業は区分けをさせていただいております。概ねの目安としましては、当初に必要な備品類、そういったものについては町のほうで準備するとなってございます。ただし、事業上必要なもの、特に消耗品類、細かいものについては町が負担とするということで、大きく消耗品類、備品類については大きく言えば、そのような形で住み分けをさせていただ

いております。今般の中華テーブルのセットにつきましては、中華を実施するにあたりまして必要な最初のものということで、まとめて取り揃えるものでございますので、例えば湯ら里のほうで最初からございます会議テーブル、それから大きな必要なお膳類、そういったものと同じように、最初に整備をするということで町のほうで最初、整備をさせていただくというものの分類の中で分けさせていただいて、今般はこの中華テーブルセットを予算として計上させていただいております。今般の中華テーブルの購入については要望があったかというところでございますが、そちらにつきましては、料理される方が中華の方が入りまして、今、メニューとして中華の料理コースを揃えた際に、そういったテーブルを使用しまして料理のほうを提供させていただきたいというよう要望がありまして、そういった要望から町のほうで予算化をさせていただいております。

営業の収益と公益につきましては、その内容について指定管理契約書の中に、部分で町が負担する部分、それから湯ら里が負担する部分といった記載内容でわけさせていただいておりますので、そのような中で町の部分と湯ら里が負担する部分、分けさせて、公益部分と公益部分ということで明示をさせていただいておりますので、そのようなことでご理解をいただければと思います。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

○7番（酒井右一君） マイクなしで発言 聴き取り不能

○議長（大塚純一郎君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） 指定管理料の契約書だったと思います。そちらのほうについては準備をいたしまして配付をさせていただくように速やかに手配させていただきたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 表決前にいただけるということで、3回目の質問は残しておきたいなと思っております。

先の答弁で、住民要望とか、アンケートとか、必要に迫られたという回答ではなく、調理を担当する方の要望だということをおっしゃいましたが、湯ら里は今、非常に財政的には困難で、確か、前回だったと思いますが、委員会だったか、本会議だか、忘れましたが、湯ら里の経営状態について菅家議員も指摘されておられましたが、結局あの、こうした営業に関

わる備品、つまりその将来、これをどのように使っていくかという話なんです。この備品が湯ら里の経常利益に、利益の向上といいたましようか、上乘せに関わるのか。この90万とおっしゃいますが、いわば公金であります。本来、湯ら里で買って、事業計画を立てて、その備品を活かすと、身を切る支出でないと、非常にその、言えば何でも買ってくれるやと、赤字になれば銭出してくれるやと、いう発想に、よもや、繋がりやすいと考えてしまうのは私だけではないんでないかと思うんです。それで、3回目を残さなければなりませんので、この中華テーブル90万円を入れて、湯ら里のレストラン部分なんでしょうけれども、その採算計画、これを入れると、現状のレストランの収益はこれだけですが、元手はいつ頃までにとれるといった詳細な計算は出ているんでしょうか。出て入れれば、それもお見せいただきたい。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） 今ほどのお質しでございます。

経常利益の向上に関わるのかといったようなご質問の中身でございます。まず湯ら里につきましては、そういった必要最低限の部分で大きく必要な経費がかかるものについては町で購入をするとなつてございます。今般につきましてはレストランの収益という、中華を提供したいといったところで、現在の経営状況も厳しい中にありまして、そういった中で新たな宴会の料理を展開するにあたりまして、このテーブルが必要だといった内容で、我々のほうとして受けまして、そういったところを支援するような形、支援ではないんですが、町が支出するような形でさせていただいております。おっしゃいますように、その営業に関わる部分なのか。それとも自前で準備する部分なのか。町が準備する部分なのか。なかなか非常に難しいところはありますが、今回はそういった新しいメニューを提供したい。そして、宴会として増やしていきたいといったような要望がございまして、そちらの要望を受けまして町としてこのテーブルセットを支援させていただくというようなことで決定をさせていただいて、今般お願いをさせていただいております。レストランの収益というよりは、レストランで提供する形ではなく、宴会利用での提供ということで検討させていただいておりますが、詳細の、それによっていくら変わるといった中身につきましては、特に提出はいたっておりませんので、今のところ資料はございません。ただ、それを使用しまして、宴会の利用者を増やしていきたいということで湯ら里のほうからご相談があったといった内容でございます。

す。

○議長（大塚純一郎君） 交流推進課長に申し上げますが、今ほど、7番議員から質問があつて、その資料の準備ができるというような、先ほど回答だったと思いますが、今、準備のほうはやっているんですか。

交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） 指定管理の契約書の写しを今、準備しておりますので、届き次第、配付をさせていただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） そのような状態でよろしいですか。

○7番（酒井右一君） マイクなしで発言 聴き取り不能

○議長（大塚純一郎君） 7番、酒井右一君。

今、2番目の質問内容で、再度、質問を許可いたします。

○7番（酒井右一君） いろいろや、端的に言えば、投資ですから、営業上の投資、それを使って利益を上げていくと。普通、まあ、私も個人事業主でもありますが、これを買って、どれほど収益があがって、この90万円をいつまでに回収できるのかということは計算をしようとしているはずですが、ですから、これがないまま、ただ欲しいから買ってやるというふうに聞こえました。それでよろしいのかと。そういうことです。

もう1点は、指定管理者制度の中の契約書。先ほど2番議員さんもおっしゃってましたが、この中の、どれがその、いわゆる収益と公益の事業、住み分けなのか。はっきりわかる形で、印か何か付けて配付してください。それが2番目の質問の補足です。

○議長（大塚純一郎君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） まず1点目でございます。投資、利益を上げるということで、そういった収益の計画があつて、テーブルの購入を町としてあげるべきではないかといったご質問でございます。そちらにつきましては、湯ら里のほうで、そういった計画を持っておるかと思いますが、町のほうとしては、今般、これを購入させていただいて、湯ら里が収益を上げることに少しでも協力をしたいといった中身でありますし、指定管理契約の中で、こういった大きな備品については町が購入して揃えるといった形になってございます。おっしゃいましたとおり、投資、回収部分について、詳細な部分は湯ら里からはもらっておりませんし、町としても求めてございません。そういった今の現状となっております。

契約書につきましては、今、ご準備をさせていただいておりますので、その中で届き次第、

配付をさせていただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） ただ今の13ページのテーブルの問題であります。その、町が、ただ今の説明だと、公益的な部分があると。公益的な部分というのは定義づけ、ちゃんと町は考えておられるんですか。どこからどこまでが公益だと。そういうちゃんと、きちっとしたものがないと、体質がいつになっても直りませんよ。これ。一番大事なところだと思うんで、その定義づけっていうものを説明してください。

これから定義づけというもの考えられるのかもしれませんが、いずれにしてもやっぱりこの、どこまでが公益的な部分で、どこからどこまでが事業的なビジネスの部分だということ。をきちっとしないと、指定管理料の上に、いろいろこういう形でどんどんどんどんこう、上乗せしていってしまうというような形になってしまいますし、今の湯ら里の、言うては悪いですけども、中華というものは、コックさんが辞められれば、また今度、中華というものは、もう、できるか・できないか、わからない。そういういろいろなリスクもありますから、その辺をちゃんときちっと説明できるようにしてもらいたいというふうに思うわけですが、いかがですか。

○議長（大塚純一郎君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） 三瓶議員のお質しにお答えさせていただきます。

公益的な部分、今、コピーをさせていただいておりますが、指定管理契約の中で町が負担する部分と湯ら里が負担する部分を分けさせていただいて管理契約書にまとめさせていただいております。そちらにつきましては、届き次第、ご説明させていただきます。定義づけにつきましては、そういった形で、その決まり事に、現在の契約は今年度までということで、5年前、指定管理契約をさせていただいた中身で継続をさせていただいて、毎年必要なものを支出させていただいております。いただいておりますとおり、指定管理料のベース、そういったものはしっかりしなければならない。そして、今の状況というのは議会の皆様方からいろいろご意見を承っているところでございます。そういった中で、我々、交流推進課としまして指定管理施設預かっておりまして、湯ら里のほうで、そういった中華の料理の展開をしたいといったようなところで、今般の備品の要望がありましたので、その方が、確かにあの、いつまでいらっしゃるかというところは、それは料理人が変わってしまうケースもあ

るかもしれませんが、そういったところではなく、今できることで湯ら里が収益を上げることに町としてしっかり支援をしていきたいといったところで、湯ら里の申出の中で今般の予算として計上をさせていただいているところでございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） 私が言ってるのは、ちゃんと定義づけをしないと、はじめがつかなくなっちゃう。はじめがつかなくなってしまうと、やっぱりこれは、第三セクターというものと、町が責任を負う分というものはっきりしなくなってしまうから、その定義づけというものがやっぱり必要だと。どこまでちゃんと、町が責任を負って、あるいは湯ら里が、今回は50パーセント・50パーセントとおっしゃいましたね。そういう理解でいいんですか。あの負担。テーブルの負担が50パーセント・50パーセントなんですか。だとすれば、やっぱりね、定義づけというものをきちっとしておいてもらわないと、50パーセントになったり、30パーセントになったり、あるいは全額負担になったり、もう、その時その時でいろいろ動くようなことでは、もう経営するほうだって、やっぱり甘やかしが出てきますから、やっぱり今の湯ら里に求められているのは、やっぱり親方日の丸だというような部分がありますから。そしてあの、さっきも言いましたように、これ、得意料理は何だと、コック長さんが中華だという時は中華になる。あるいは別の時は、こういうフランス料理でやりますと。じゃあ、あの、その、あれは買ってください。というようないろいろな問題が起きてきて、はじめがつかなくなりますから、そこだけは私は大事なところだなと思います。どうですか。

○議長（大塚純一郎君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） 今ほどのご質問でございます。

まさにおっしゃいますとおり、はじめがつかなくなるという部分は、そういった中身、しっかりと対応して、見極めて予算のお願いをしなければならないと思ってございます。そういった中で管理契約の中で必要とされる備品類については、大規模なもの、金額が嵩むものについては町が負担といったようなことで規定をさせていただいております、これまでもオープン以来、そういった形で、湯ら里で必要なものの初期投資的な部分については負担をして、それを利用して湯ら里のほうでしっかりと収益を上げていただくというような形になってございます。フランス料理とか、いろいろなケースはあろうかと思いますが、そういっ

た場合に依っても、しっかり町のほうで必要な予算を判断させていただいて、その中で湯ら
里の収益が上がるようなものに資するもので管理契約に求められているものに関しては、町
として支出をしていくといった中で、決まりの中でやらせていただいておりますので、その
辺りをご理解いただければと思います。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

3回目です。

○11番（三瓶良一君） 収益、収益って言われますが、収益は定義になりませんよ。そうい
う言葉では。ちゃんと定義づけというものをきちんとしないと、やっぱり、どこからどこま
でというけじめがつかなくなるから、そのけじめというものをちゃんときちんとしないと、
第三セクターというのはどんどんどんどん拡大していつてしまう。公的な負担が拡大してい
つてしまうと。だから、どこまでだつていう、その定義づけはちゃんとできるでしょう。や
っぱり言葉で言うことではだめなんですよ。その時その時、変わってしまいますから。言葉
でなくて、ちゃんとこういうことだつたらばやりますよと。それ以外のものはだめですよと。
その定義づけをきちんとしてもらいたい。できるでしょう。是非やってもらいたい。

○議長（大塚純一郎君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） 定義づけということでございますので、そちらのほうはしっ
かりと決めて参つたつもりではございますが、なお、今後、その辺りもしっかり示せるよう
な形で進めさせていただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 10ページの移住交流費の中の負担金、補助金及び交付金の中、補
助金の、はぴ福なび会員登録補助金についてお伺いします。説明ではこれから募集かけて、
5名程度の予定で、その登録費を補助していきたいということでございました。というこ
とである、たぶん、昨日、金山、沼沢湖で、婚活イベント、会津地区あつたと思います。そ
れから、今度、10月の21日に、西若松で会津地区の婚活イベント、これあの、県主催だ
と思うんですけども、があります。そういった方々の人数はつかんでいらっしゃるのか。
参加人数はつかんでいらっしゃるのか。まず第1点お伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） 今ほどのご質問にお答えさせていただきます。

両方の参加者人数については、今のところ町では把握はしてございません。

○議長（大塚純一郎君） 10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） そうすると、この5名の方々の登録補助金というのは、こういった形で、その方々に補助されるのか。例えば個人のほうから補助してくださいというお願いを出していただくのか。それともあの、はび福なび登録時点で町のほうに連絡がくるのか。どちらなんでしょうか。

それからもう一つは、こういったイベントに参加する際にも、男女とも参加費はかかりますけれども、そういったところに対する補助は見込んでいないのでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） まずはじめに、自己申告、はび福なび登録になったらどうなるかというところがございますが、この1万円、2年間の登録料につきましては、町のほうで補助制度を、要綱を作りまして、申告制とさせていただいて、その登録を確認ができましたら、その分、1万円をご本人様にお支払いする形となっております。

それから、各イベントの参加費でございますが、それぞれのイベントは県のほうで主催させていただいて、いろんな補助制度混ざって、通常より割安で参加できるような形になっておりますので、そこまでの制度というよりは、このはび福なびというところに登録していただきますと、いろんなマッチングのシステムとか、価値観の診断テスト、そういった婚活に結びつくような様々な情報を得られたりできますので、まずはそちらのほうを利用していただくように進めていきたいというようなところで考えまして、今般、補助としてお願いはした次第でございます。

○議長（大塚純一郎君） 10番、鈴木好行君。

3回目。

○10番（鈴木好行君） これは県も町も当然そうなんですけれども、未婚率が大変高くなっているということで、この人口減問題を解消しましょうということでやっつけちゃいます。ですから、当町もそれは一番あの、町長が最大課題としていらっしゃるのかなというふうに思っておりますけれども、実はあの、これ、県の制度でございますけれども、毎年毎年、一般質問等でお伺いすると、なかなかこのはび福なびの登録者が町としてあがってこない。その中でずっとこのはび福なびの補助金、はび福なびのこの制度だけ、県の制度だけを利用してくださいという、この町当局の姿勢に私はなかなか疑問を感じているもので

ございます。これだけ未婚率が上がって結婚される男女がいなくなっている、少なくなっている世の中で、是非その出会いの場というものを、県の制度だけでなく、町単独で行っていかないと、益々、結婚されない方は増えていくのではないのかなというふうに私は危惧しております。ですからこれ、例えば今回、5名。5名いらっしゃればいいんですけども、この5名の方がいらっしゃらなかった場合には、私は第二、第三の手立てを尽くして、なんとか今現在、結婚されていない方々の出会いの場をつくっていかねばならないのではないかなというふうに考えておりますけれども、このはび福なび登録者いなかったら、じゃあ、その次はどうするのか、という点は現在考えていらっしゃいますか。

3回目なんで、もうちょっと喋らせてください。

もし、考えていらっしゃらないとすれば、是非それは考えていただいてですね、本当にここ、大切な問題だと思いますので、是非やっていっていただきたい。

あとは宿泊型も各自治体でやっていらっしゃるところもあります。そういったいろんなところを参考にされてですね、自治体でできることは何かということをもう一度見直していただきたいと思います。ご答弁お願いします。

○議長（大塚純一郎君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） 今般の予算に関して貴重なご意見を本当にありがとうございます。

これまで県の制度、はび福なびを利用してくださいというようなことで町のほうでもお願いをしてきた経過が議員のおっしゃるとおりでございました。先般、県のほうで、町内で、実はあの、こちらのはび福なびの出張登録相談会をさせていただいたそうでございます。その中で只見町から登録者がいらっしゃったということで、そういったこともありまして、今回、こちらの制度のほうをお願いをさせていただいた次第であります。登録によりまして、やはりそういったところで情報を得たりとか、興味を持っていただくことが勿論大事なことでございますので、こちらのほうの中で、もし登録者がなかった場合につきましては第二、第三ということで、今のところ、特に具体的な考えはございませんが、やはりこういった今の問題を解決する部分の大事なことでありますので、県とも連携をいたしまして町のほうでこれについてはしっかり進めさせていただきたいと思いますので、引き続きご意見・ご指導をお願いできればと思います。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） 10ページの情報システム管理費について1点お伺いしたいと思います。

すみません。その前に、ちょっと余談ですけども、先ほどのいろいろ質疑を聞いておりました、いろいろ思うところがございます。少し、余談で少し話させていただきますが、移住、はび福なびは移住交流費なのかなというところが疑問かなと思います。以前のように公民館であったりだとか、公益でできるものというものがお金の出所から少し、お金、企画から払っておけばというようなところが見えますので、やはりそういったところの、誰のためという部分が少し弱いなというふうに感じました。

あと13ページの、先ほどから湯ら里の交流推進費の、失礼しました、交流施設費でございますね、その話を聞きますと、思うところはでございます、齋藤議員がですね、一般質問で今回しておるわけです。収益部門と公益部門の割り当てをしっかりと、どのようになっているかという、今回の質問の事前通告みたいな形になっているにもかかわらず、今のような答弁というものは、危機感、私から、言葉がきついです、危機感ないなと思っております。また、想像力がないなと思っております。今回の議案書見た時、ここは荒れるだろうなというふうには感じておりますが、執行局のほうが、一課長に任せておるのかわかりませんが、何故こういう危機感がない議題だとか、チームで動けないのかなというのは、私は執行局の皆さんのほうの責任だなというふうに感じております。（聴き取り不能）というのは、出す前に必ず、こういうものがくるぞというところの、まずその第一段階での事前の契約書の写しというものは、最低限出てくるでしょうし、そのうえで説明としても一本やりではなくてですね、町民の方から宴会の評判が悪いので、そういったところに対してだとか、そういう説明もできるでしょうし、都市と農村との交流で、今、団体バスというのはよく見受けられますと、そういった受け皿としてというようなところであれば、立てつけとしてはいろんなものができるにもかかわらず用意してないというのは非常に残念だなと思っております。

以上、余談で終わりました、10ページの質問をさせていただきます。

社会保障・税番号関連業務についてお伺いたします。こちら、昨日の総務課長の答弁で16業務を分析とおっしゃったのか、標準化とおっしゃったのかというところが少し聞き漏らしておりましたので、1点、そこをお伺いさせていただきます。

○議長（大塚純一郎君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 今ほどの社会保障・税番号制度関連業務の委託料の内容でございます。16業務、児童手当であったり、印鑑登録、それぞれございますが、今回、国のほうで示された仕様書と今、現行に町で使っているシステムのマッチングと申しますか、中身をチェックして、様式でどこがずれているのかとか、そういったもの全部、分析をしていくというのが今回の大きな業務内容になってます。で、そのチェックをさせていただいて、今後、25年、2025年度末を目標に、その国で示す標準化に合わせていくという作業が今後出てくるわけなんですけども、まずは今回、その仕様書と町の現行システムの中でのチェックをさせていただくというところが大きな部分でございますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） 9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） そうしますと、総務省のほうでその地方自治体の業務の標準化というものがかなり難航しているというような話も聞いておりますので、そういったところでこういったところなのかなというふうには思っております。

先ほど保健福祉課長のほうの答弁です、個人の非課税の対象ができるが、世帯はできないというようなところであって、この住民税非課税世帯というものに対しての給付というのは国のほうで何年もやっておると申しまして、それに対してできてないというところが問題だなというふうには思っておりますので、なので、こういったところというのはまだ先が見えないところだなと思っておりますので、本来、自治体がやるべき、できるところというのは限られておりますが、その、これはこそこそ業務標準化でやるべきところだなと私も思っておりますし、おそらく担当の課長も、総務課長もそのように思っておりますので、そういったお声のほうの意識を常に持っていただきたいなとは思っております。

先程、2番議員のところに対しての個人情報、対しての考え方なんですけれども、ご存じだとは思いますが、ゼロトラストという考え方がございます。誰も要は信じないということでございます。基本的には今まではその社内のセキュリティと社外のセキュリティを分けて考えるという考え方でしたけれども、基本的には社内でのセキュリティも信用はゼロであるというところに対しての考え方のセキュリティが出ておりますので、そういったお考え、その問題としては、理念としては素晴らしいが、初期費用など、手間だとか、そういったところは課題は残っておりますけれども、そういったお考えでの答弁ということに対して、個人情報の部分というものであれば、まず少し違った考え方と答弁もできると思っておりますので、

そういったお考えでの採用というものもお考えいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） ありがとうございます。

先ほどの答弁、個人情報保護法に基づくというような部分、おっしゃるとおり、その、まあ、悪意を持ってという部分について、その可能性は否定をできないものだというふうにも考えてございますが、その辺について改めて法に則って、勿論、行政もそうですが、データを扱うもの、企業を含めて、そういったところで、信じないという部分も勿論ありますので、その辺は意識を変えていきながら、きちんと保護されるように努めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

それでは、交流推進課長、資料配付できますか。

チェック先か。

それでは、ちょっとチェックしている間、質疑あれば。

1番、佐藤孝義君。

○1番（佐藤孝義君） 単純なことをちょっと聞きたいんですけど、10ページの目の関係の、この名称なんですが、総務費の中の振興センター費。これ、おそらく明和公民館の備品だと思うんですけど、そういう説明ありましたので。これ、振興センターというのは、これ、残ってるんですか。まあ、組織の、組織替えで公民館に戻ったような感じがしていたんですけど、これ、公民館と振興センターの、この関係、ちょっと、私ちょっと理解、まだ、してないんで、この辺の関係、ちょっと説明願いたい。

○議長（大塚純一郎君） 中央公民館長、目黒祐紀君。

○中央公民館長（目黒祐紀君） 公民館、当初予算の編成の段階で、一応あの、各公民館の施設管理に関わる部分については振興センター費のほうで取得をさせていただいておりまして、各事業のほうにつきましては公民館費というようなことで立てつけをさせていただいております。そういった当初の取得に基づきまして、今回の予算を提案をさせていただいているというところでございます。

○議長（大塚純一郎君） 1番、佐藤孝義君。

○1番（佐藤孝義君） それ、理解しました。ということは、次年度からは振興センター費と

いうのはなくなるわけですか。振興センターはずっとあるわけですか。その辺はどうなんですか。

○議長（大塚純一郎君） それでは、総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 予算編成のことですので、私のほうから若干、説明をさせていただきます。

振興センター、業務として、振興センターで行う業務は窓口業務とか、今残っております。予算編成時に、今、中央公民館長が申し上げたように、施設管理に関する部分については振興センター費という形で残させていただきました。この扱いについては、ちょっとあの、次年度の当初予算編成までに改めて整理をさせていただいて、振興センター費を残すのか、なくしてもいいのか、その辺も含めてちょっと内部協議をさせていただいて整理をさせていただきます。今回の5年度の当初予算編成の際にはちょっと整理しきれなかった部分ございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

4番、矢沢明伸君。

○4番（矢沢明伸君） 10ページの一般管理費の修繕料125万4,000円。これ、雨堤トイレのスロープということで、以前から前のほうにあったスロープが道路拡張で使えなくなったということで話がありまして、当初予算でもこの件、話がありまして予算計上されておりました。それで3月の当初予算の審議の時には補正で計上して、後ろ側にトイレ、スロープを付けたいという話です。今回、予算計上になったんですが、実は、実はというか、もっと早くやっていただきたかったかと、担当が変わったということもあるのかと思いますが、これから10月、9月・10月になると紅葉の時期で、行楽時期になって、益々、JR利用されたり、お客さんもいっぱいいらっしゃる中で、それで工事がこれから始まるということになると、その間のこのトイレの利用というのはどうなるのでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 今回、計上いたしました修繕ですけれども、スロープにつきましては、後ろのほうではなくて前のほうに、今、スロープになっておりますけれども、それを少し利用しまして、今、入って、右から左にスロープなっているんですけども、そこで道路のところで行き止まりになってますから、そちらを外すんですけども、その行き止まりに

なっているところを壊して、そして角度をまた緩やかにしまして、道路からスムーズに入れるような形で検討しております。それである、工事中のトイレの利用なんですけども、工事につきましては紅葉時期等もありますが、できる限り支障のない形で早く整備をしていきたいというふうに思っております。現在あの、ちょっと前まで、トイレの洋式化のほうの、便器の洋式化のほうの工事をやっておりました。その時、一定期間使えない時期がありましたけれども、その時、役場庁舎を土日等を利用してもらうような形でご案内して利用してもらいましたので、できるだけまあ、今回、使用できない期間は短いと思いますけれども、スロープのほうは工事するんですけども、左側の階段のほうまで利用できるような形で考えておりますので、できるだけ影響のないような形で工事をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 4番、矢沢明伸君。

○4番（矢沢明伸君） トイレのスロープ、今のスロープの、道路拡張で通れなくなった、あの壁ありますね。あれを取り払って、今度、入りやすいというか、そんな感じで、前話あった、後ろ側につくるということではないということですね。その辺は工法についてはお任せしますが、実はあの、現在もJRとか、いろいろ、お客さんいっぱい来る中で、現在の雨堤のトイレの、さっき課長のほうから洋式の取り替え、工事中があったということで、現在の看板、トイレ看板の様子見ますと、昨年、開通した時に、山側のほうに全然、表示なかったの、そういう表示を付けてもらいたいとみんなで要望して、総務課長さんかな、付けていただいたと思うんですが、その看板の上に、よく見ると、工事中っていうのが貼ってあって、それで、その下に、只見駅のトイレ、それから駅前庁舎ですか、庁舎のトイレを利用してくださいって、なんか、そんな文字の紙が貼ってあるんですよ。またその上に、今度は小っちゃい文字で、休工中、トイレ利用できます。なんかこう、透けて、え、これ、使えるのかどうか、はっきりわからない状況があるんですよ。もう、毎日、お客さん来られたり、JRばかりじゃ、駅を利用される方達ばかりじゃなくて、近隣住民の方、それから車で来られる方も利用されますので、あのわかりにくい看板を早急に手直ししていただきたい。

それからあともう一つ、要望は、駅の公衆トイレというか、あのトイレも町のほうで改修した経過があると思うんですが、その壁に、トイレ、公衆トイレというの、矢印があるんですが、あれもちょっと見てわかりにくい。やはり、雨堤トイレと駅のトイレも、やはり初めて来られた方はすぐこう、やっぱトイレ探しますよね。だから、それがはっきりわかるよ

うな表示を是非検討していただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 雨堤トイレの表示につきまして、議員のおっしゃるとおり、少し、まだあの、様式化のトイレは終わったんですけど、ちょっと電気の工事がちょっと残っておりまして、で、今、そのような形にしておりますけども、わかりやすく、工事やるときは工事中。で、利用できる時はそのまま利用できるというふうにしたいと思いますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 4番、矢沢明伸君。

○4番（矢沢明伸君） すみません。くだいような話で、やはり、トイレ、ここ、トイレ使えるなって、はっきりこう、表示というか、私もそうですが、ほかに行くと、どこにあるのか、はっきりわかるような、それで安心して、ここだなとわかるような感じを是非、来客目線とかな、そんな感じで是非、早急に手直しのほうをお願いしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 速やかに対応したいと思います。

ありがとうございました。

○議長（大塚純一郎君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） それでは、資料の配付の許可をお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） 先ほどらい、ご質問いただいている件で、交流施設に関する指定管理の基本協定書、それから年度協定書ということで資料のほうを配布させていただきました。

今般、私のほうで交流施設費の予算をあげるにあたりまして、先ほどらいもご指摘ございましたとおり、経過、そういった説明の中で資料をご準備してなかった点につきましては大変申し訳ございませんでした。

そのような中で今ほどお配りしました資料の中で、まず備品の取り扱いについて、こういった形になっているかというところを記載した部分が、一番表に、施設管理に関する基本協定書となった施設の契約書をご覧いただきたいと思います。

基本協定書の中で、まず2ページ目になりますが、第2章といたしまして、本業務の範囲と実施条件ということで、本業務の範囲、湯ら里に指定管理を行っている範囲については、第8条ということで、(1)から(5)までございます。基本的には交流センター施設の供用、運営に関する業務、それから維持・管理といったような中身と利用料金、自主事業といったところで、全体の部分を網羅した形で協定を結ばさせていただいております。

続いて、4ページ目をご覧くださいと思います。4ページ目に備品等の扱いとなっておりまして、甲による備品等の貸与ということで、第18条、甲は別途、備品台帳に示す備品等(1種)を無償で乙に貸付するとなっております。この備品等が経年劣化、乙は期間中、常に良好な状態を保つものとするということで、備品については貸付をするといったような中身となっております。ただし、19条のほうで、乙による備品等の購入等ということで、乙は、自己の費用により購入または調達する備品等、本業務実施のために供するものとするということで、二つ分かれてございます。

この契約書では、このような形で表示をされておりますが、基本的に備品類の部分については、大規模なものは町のほうで準備するといった内容で、こちらのほうで基本的には準備をするとなっております。乙による備品等の購入というのは稀ではございますが、少額なものや、若干、必要なもの、主に少額なものになりますけれども、そういったものについては乙で準備をしてもかまわないといったような中身となっております。ここで規定をさせていただいております、今般のように、はじめに準備をさせていただくものということで、中華テーブルについては、そのテーブルを利用したものを使っていただいて、利用料金として料金収入を上げていただく糧にさせていただくといったような中身で区分けをさせていただいております。

さらに、もう一枚、施設管理に関する年度協定書とございますが、こちらの中で湯ら里に指定管理として負担をする区分の形状が書いてございます。資料のほう、後ろ、一番後ろの冊子になりますが、別表3ということで、現在の湯ら里の指定管理料の積算に伴うもの、いわゆる公益分として含まれるものというようなことで、指定管理の考え方の中に入っている指定管理料の経費の内訳がこちらの別表3、左上に別表3とありますが、こちらになっております。これの左側、指定管理者で支払うべきものということで、光熱水費、交流センターの基本料金から、むら湯、それから前庭など、そういった部分の施設に関する基本料金を町でお支払いをいたします。なっております。燃料費については交流センターの灯油代は町

でみます。それから役務費については基本料相当に該当する電話や浄化槽、それから食品衛生の自主検査、ポンプの保険料、そういったものを積み上げさせていただいているところでございます。施設の管理費、外部委託ということで、施設の消防設備の点検、浄化槽の保守点検、そういったものも町でみさせてさせていただいているということになります。一枚おめくりいただきまして裏側、ページとしては最後になりますけども、こちらの中で使用料及び賃借料、そして深沢温泉の管理委託、源泉施設、付帯施設の管理ということで、こういった部分を今、指定管理料のほうで区分けをさせていただいております、この管理契約に基づいて指定管理料をお支払いしていると。いわゆる公益的な部分として相当部分に該当する部分がこちらの指定管理料の中に積みあがっているといったようなところでございます。

そういったところで今般の備品についても町のほうで準備するものというようなところで規定をさせていただいて、予算としてお願いをしたものでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（大塚純一郎君） 7番、酒井右一君。

3回目。

○7番（酒井右一君） 3回目です。

つまり、何もここで説明ができてねえわけですが、これは第三セクターという、その、いわゆる技術的な話の中で発生した公益部分に関する取り決めであって、収益についてはここに記載されてない。当初から概念としてこれは、第三セクターにおける公益部分の契約書だと。ではないですか。そうでないとすれば、収益事業についての何らかの産材についてはどこにも記載されてないと。これはそもそも、自治体が行う第三セクターの、との間に交わした公益的部分の契約書、そうではないですか。そうでなければ、収益事業との関わりを示す根拠が、これ、ないです。ここを知りたいわけですが、それを知ったうえで、この中華テーブル、これでなんぼ儲かかわかんねえけども、これを認識したいわけですが。どうなんですか。これは公益的な第三セクターとしての契約書であって、収益事業を行うための契約書ではないし、収益事業は収益を行う方がもっぱら、制約を得ずにやるものですから、これに表れてくるはずはないんですが。そこら辺どうなんですかね。

○議長（大塚純一郎君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） ご質問についてお答えさせていただきます。

まず、こちらの契約書、おっしゃるとおり公益部門の契約を締結したものでございます。

そちらについては間違いないものでございます。一方で、収益の部分につきましては、指定管理者である季の郷湯ら里のほうは収益部門の内容については独自性と会社の知見を持って営業をされているものでございまして、そちらの中身について、特に町と契約するものではございません。町のほうが、この施設を管理・運営をしていただいて、収益を上げることをお願いしておりますので、そういった中身になるかと思えます。今般は、その中で備品というものについては町で準備をさせていただいて、それを利用していただいて収益としてあげていただくということで、これまでもそのようなことで、湯ら里のほうは通常利益が出ますような形でうまく運営できるように町として支援をさせていただく中で、備品については町として準備をさせていただくということでやらせていただいておりますので、その中で今般の予算のお願いをさせていただいたところでございます。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

よろしいですか。

それでは、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「討論」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 本議案について、反対の討論であります。

○議長（大塚純一郎君） それでは、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 今の答弁にあったとおり、この契約書で何らかの解決をみれるかということでしたが、あくまでもこれは第三セクターとして、第三セクターを担う公益的な部分、これを取り決めたものであるとお認めになりました。

そのうえで、大体あの、討論ですが、議会における議員の立場は、株式会社季の郷湯ら里の社長がここに同席している。完全に除斥ですよ。株式会社季の郷湯ら里は町長でしょ。その利害に絡むことについて、議長におられる。極めておかしいんじゃないですか。私はそう思います。

それから反対の理由の大きなものは、過去に軽水力発電、366万円導入し、これを成果

が上がらないまま競売に期しました。それから、コジェネレーションシステムなんていうものもありました。様々ありましたが、社会情勢が変わったり、事情が変わったり、大きな原因は、さっき、11番の三瓶議員もおっしゃいましたが、やはり営利、収益を上げるために使う。しかも住民要望でもない。調理場のほうからあがってきたと。調理場からあがってきたと。それで、危険なのは、じゃあ、この調理師がいなくなったらどうするのかと。これはまあ、大きな1番ですな。

それから、これは11番さんのお言葉を借りれば、親方日の丸的な発想。これ、予算査定はかなり厳しいものだと私は在職時代から思っておりますが、予算査定の経過はどんなものになったのか。90万円なる、支援、応援するという格好で説明されましたが、本来、株式会社湯ら里に支援するために公金を支出できますのか。そのうえで、90万円かけたら、これは一年間で回収する、利益が上がると。将来の、当然、損益分岐点なんていうつもりはありませんが、これを導入すればどれほどのお客さんが来て、どれだけの要望があるのか。まったく審査なしで、公金を使う。税金を使う。極めて悪質だと思います。

よって、本件の議案は私は反対いたします。

○議長（大塚純一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） それではこれで討論を終わります。

これから議案第52号 令和5年度只見町一般会計補正予算(第2号)を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第52号 令和5年度只見町一般会計補正予算(第2号)を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚純一郎君） 起立多数です。

よって、議案第52号 令和5年度只見町一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第53号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第2、議案第53号 令和5年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） それでは、説明の前に資料の配付の許可をいただきたいと思
います。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） それでは、議案第53号 令和5年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

令和5年度の介護保険事業特別会計（第2号）につきましては、次に定めるところによる
ということで、第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ181万4,000
円を追加しまして、総額をそれぞれ7億8,785万9,000円とするものでございま
す。

歳入歳出予算の補正の款項の区分、当該ごとの金額、歳入歳出予算の金額につきましては、
第1表 歳入歳出予算補正によります。

一枚おめくりいただきまして、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入ですが、保険料と繰入金で181万4,000円の補正となっております。

続きまして、おめくりいただきまして2ページ目です。こちら歳出で、総務費から予備費
まで同額181万4,000円の増となっております。

5ページ目からご説明申し上げます。

歳入につきましては、1款、保険料ということで、介護保険料の第1号被保険者保険料で
ございます。こちら123万1,000円の増ということで、こちらは介護保険料の本算定
による補正となっております。

6款、繰入金でございます。一般会計繰入金、その他一般会計繰入金の事務費繰入という
ことで58万3,000円の増でございます。こちらにつきましては介護認定システムの増

設分と、認定審査会の共同設置費の負担金の増という内容でございます。

6 ページ目まいりまして歳出です。

1 款、総務費の介護認定調査会費です。1 目、認定調査費、調査等費ということで、委託料 11 万の増です。こちらにつきましては介護認定審査会システムの改修委託料ということで、現在、認定調査員 2 名おりますけれども、介護認定調査のシステムが入っているパソコンが 1 台しかないということで、最近、認定調査の数も増えているということから、1 台、既存のパソコンにシステムを増やしまして利便性を向上したいというものでございます。

2 目、認定調査会の共同設置負担金ということで、負担金、補助及び交付金 47 万 3,000 円の増でございます。こちらにつきましては広域で設置しております認定調査会の共同設置なんですけれども、昨年度の件数が確定をしまして、約 100 件ほど増になっているということで、負担金の追加となっているものでございます。

続いて、4 款、地域支援事業費ということで、介護予防・生活支援サービス事業費 46 万 5,000 円の増でございます。負担金としまして高額医療合算総合事業負担金ということで、こちらは実績により 1 名の方該当ということでの増額となっております。続いて、補助金です。訪問型サービス B 事業補助金ということで、先ほどお配りした資料をご覧くださいと思います。

介護保険事業の第 2 号資料と書いてあるほうを見ていただければと思いますけれども、この事業については町で今年度から取り組みたいと考えている事業でございます。内容につきましては、社会福祉協議会とともに進めております生活支援体制整備事業ということで、協議会の中で検討をしまして、こういうサービスが必要であるということになりましたので、町のほうで事業を定めさせていただいて、今般、予算を確保して進めたいと考えているものでございます。

訪問型サービス B 事業の位置づけに関しましては、裏面を、サービスの類型と書いてあるほうを見ていただきたいと思いますが、一番上に、要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業、総合事業というのは町が主体になって行う介護予防事業のことでございます。その中で多様なサービスを提供していくために市町村はサービスを類型化し、それに合わせた基準や単価等を定めると書いてございます。そのうちの訪問型サービスについて今回、町ではいろいろ検討を重ねてまいりまして、一定の基準を定めたというものでございます。その下の網掛けの表でございますが、現行の訪問介護相当ということで、こちら

は現在行っておりますヘルパーによる訪問介護の部分でございます。この既存のサービスに加えまして、その右脇の多様なサービスというサービスを町ではその地域の事情に合わせて様々なサービスを展開していくというのが、この総合事業でございます。今回は③の訪問型サービスB事業、住民主体による支援を町のほうでは実施したいというのが大きな流れでございます。

表に戻っていただきまして、目的の中にございます住民主体による訪問型サービス事業というのを町で決めましたので、それを実施をしまして、サービスを提供するボランティア団体等に対して活動経費の一部を助成するという事で今回の補助金を要求させていただいたものでございます。町で定めた訪問型サービスB事業というのは何ぞやということで、利用できる方、サービス内容、提供する人、従事者ですね。あとは利用方法については表に記載のとおりでございますけれども、基本的には概ね65歳以上、65歳以下でも介護認定を受けていれば利用可能なんですけれども、基本的には介護予防の該当になる支援の認定を受けている方。で、どういったサービスを受けられるかとなりますと、清掃、先日の一般質問でもございましたけれども、ごみの分別、あとはごみ捨て自体、様々でございます。そのほか洗濯、あとは布団カバー・シーツの交換、一般的な調理の援助、買い物の支援、室内外の軽作業ということで電球の交換であるとか、荷物の移動であるとか、そういったものも含まれます。相談支援ということで話し合い手ということもここには含まれてございます。こういった内容が対象となりまして、ではそれを提供する方、この業務に従事する方につきましては、サービス提供団体に所属していることと、ものという、人ということで、町の中で、例えばNPO法人であるとか、それ以外のボランティア団体でもかまいませんし、例えば集落とかでもここはかまいませんが、その中でこういったサービスをするという状況になれば従事することは可能です。提供の時間、あと利用料金、回数、申し込み方法などにつきましては、その提供する団体のほうで決めていただくという流れになってございます。いわゆるその下にあります、今お話したのが訪問型サービスB事業ということで、この事業を実施する団体に対しまして町は補助金を支給をしたいと考えてございます。補助限度額としましては、利用者が10人未満の場合は一年間で15万円、10人以上の場合は30万円ということで、今現在このように定めさせていただいております。補助の対象経費としましては、報償費、旅費、需要費、役務費、使用料賃借料、備品購入費等に充てていただくというふうに思っております。

様々、既存のサービスだけではやはり、なかなか支援できない高齢者の方に対して、お互いに協力して互助の中で支援をしていこうという事業ですので何卒ご理解をお願いしたいと思います。

7 款、諸支出金に移ります。償還金ということで、こちらは1万4,000円の増、地域支援事業の支払基金交付金返還金ということで、実績によりまして令和4年度分の精算による返還でございます。

7 ページにまいりまして、操出金でございます。他会計操出金ということで、一般会計への操出ということで8万3,000円の増でございます。こちらは低所得者保険料軽減負担金精算操出金ということで、事業自体は特会で実施しておりますけれども、負担の分は一般会計ということで一般会計のほうにお戻しさせていただく分でございます。

予備費66万9,000円で調整をさせていただきました。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7 番、酒井右一君。

○7 番（酒井右一君） お伺いします。この介護保険事業の、今ほどのBプランていうんですか、訪問型サービスB事業補助金で配られた資料の中で、提供する人、つまりこの事業に補助を受けて、そういったことをされる人なり団体は、現在、想像しているというか、想定されている団体あるいは、そういったことがあればいいなとか、いわゆる目星の付いている団体はあるんですか。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） ただ今のご質問ですけれども、今現在、こういった活動をしたいという団体から相談のほうは受けてございます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

9 番、菅家忠君。

○9 番（菅家 忠君） 委員会でご説明いただいたところの確認なんですけれども、この事業、新たに推進するにあたって、有償ボランティア団体を立ち上げるというふうに説明があった

かと思えます。そのイメージとしては、そのサロン、今、各地区でのサロンの活動というものを有償ボランティア団体のような形で拡充をするようなイメージと申しますか、そういった団体で2団体ほど考えておりますというような説明だったと思うんですけども、その内容で変更はないでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 有償ボランティアを立ち上げると申しますか、現在ですね、そういった活動をしたいという団体の方から、今ほど酒井議員の質問にお答えしましたとおり、ご相談を受けておまして、サロン事業もやっているんですけども、サロンは今回の訪問型サービスB事業とは別事業でございまして、そちらに携わる方々がやはり、この日常の困りごとの支援をしたいということで、この事業を実施するために有償ボランティア団体を立ち上げたいというお話はいただいておりますので、菅家議員おっしゃる内容については、概ね、間違いないと思います。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 今ほどの件で2点ほど質問があります。

これ、目的の中で、ボランティア団体等に対し活動経費の一部を助成するという文句ありまして、その下のほうに、利用方法等の中に、利用料金も含まれているんですね。提供時間、利用料金、利用箇所、申し込み方法はサービス提供団体が決めるということで、これ、サービスを受ける方々も負担しなければならないような事項は想定してらっしゃるんでしょうかということと、あと現在、そうやって、大体、サロンとかやっていたらっしゃる方々ってというのは、ほとんど自分の地域のそういったサロンの活動が主だと思います。これ、例えば、ごみ出しとかというのもそれぞれ自分の地域だと一番扱いやすいのかなというふうな形でございますけれども、この団体等が少なく、提供希望者が多い場合、そうした場合には他地区への派遣等も今後出てくるのかなというふうな感じになります。そうした場合だと、なかなかこれ、利用者10人以上30万という区切りだと難しいのかなという場合もあります。ですから、そういった団体がいっぱいできればいいんですけども、そういった団体が少なく、提供を受けたいという人が大勢いた場合には、もうちょっと柔軟な対応が今後必要になってくるのかなというふうに思いますけれども、その辺に対していかがでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） ただ今のご質問でございますけれども、利用方法等の中に利用料金があるということで、私どもが想定しているものとしては、利用をお願いする方は利用料金を低額でお支払いをする。で、利用を提供する団体は補助金で活動費をもらうので、その提供していただいた方が負担した分に、例えば交通費として上乗せをして従事者にお支払いするというような形を今のところは想定して団体のほうにはご説明をしています。

この事業も只見町だけではなくて、ほかの様々な市町村でも取り組んでいるところが多くありまして、やはりあの、先日の一般質問の中でもありましたとおり、お願いする人は近所にいるんだけれども、やっぱりただでは心苦しいというようなお声もございますので、利用料金というツールではないですけれども、そういったものでお願いしやすくするといった体制づくりも兼ねてございます。

基本的にサロンですとか、ごみ出しですとか、私どもの想定としては本当に身近な地区、集落であるとか、そういったものを想定してこの事業は組み立てをしております。ですが、例えば有償ボランティアの団体の中で、例えばその該当、当該地区以外からの要望があった時に、そこも利用できるようにするんだということであれば、地区を超えての利用も可能かと思えます。ただ、これに関しましては、やはりそのサービスを提供する団体のほうがどこまでやるかということを決めることになるので、町としてはあまり広げすぎると大変になるのではないかとといったような指導はさせていただきたいと思えますけれども、提供する団体の方のお考えを尊重して、この事業のほうは進めたいというふうに思います。

また、利用者が増えた場合に30万では足りないのではないかとのお話でしたけれども、それはまさに我々も危惧しておりまして、今回、そのスタートアップといいますか、今年度から取り組むということで、こういうような形でご提案をさせていただきましたけれども、今後のその団体の立ち上がり状況、あとは利用者のその登録状況といいますか、によっては、この補助要綱につきましては、随時、柔軟に改正はしてまいりたいと思えますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） これについて、この全てのサービス内容ではないんですけれども、例えば隣の家の除雪を手伝ってよというのとか、ごみ出しは俺やってけるよとあって、常に

隣組等で面倒を看ている方々もいると思うんですよね。ですから、そうした方々はたぶん、補助対象にはならないから、ないということになると思うんですけれども、ですから、同じようなことをやっっているが、片一方、団体を組んでやったから補助対象になる。もう何十年も私はそんなことやってるわよという方も中にはいらっしゃるのかなというふうに思います。ですから、そうした中で、その中でやっぱり不公平感が町民の中に生じないような形の運営の仕方を今後考えていっていただきたいなというふうに考えております。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 鈴木議員のご質問でございますけれども、やはりこの事業を立ち上げるうえで、やはりもう既に取り組んでいますよという方が大勢いらっしゃることは私どもも承知はしてございます。そういった不公平感というのも指摘をされたこともございます。しかしながらその、隣組等のその無償の協力が本当は一番望ましいものなのかなというふうに私どもも考えてはおりますけれども、やはりそれを継続していくことの難しさ、やはり隣組同士もやはり双方に高齢化をしていきますので、いつまで隣組同士で支えられるかといった、やはり課題もありましたので、今回、こういった事業があるということで町でも取り組んでみたいという意見も多かったことから、制度化をしていきたいというものでございます。確かに鈴木議員おっしゃるとおり、その不公平感は我々としてもなくしていかなければならない部分ですので、例えば隣組単位であるとか、本当に小さい集落単位であるとか、そういったところでもこういった補助をもらえるような支援ですとか、そういったことは考えていかなければいけないなというふうに思っております。非常に参考になるご意見ありがとうございました。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

6番、小沼信孝君。

○6番（小沼信孝君） 同じ質問でございますが、ここの配られた資料の、利用できる方、要支援1・2という方、現在どの程度いらっしゃるのか。それによって、結局、この下の利用者が10人未満だとか、10人以上だとかっていう、そのところがもう決まってくると思う。

それから、ここで利用できる方のところに、家族構成だとか、そういったことが全く記載がされていないんですが、そういったことの決まりというのがあるのか・ないのか教えてください。

さい。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） ただ今の小沼議員のご質問でございますけれども、基本的には、包括支援センターのケアマネージャーのほうが、こちらの利用の認定には関わることになってございます。ですので、例えば要支援1・要支援2であっても、家族が同様のサービスを提供できるという場合には、この事業の該当には基本的にはならないのかなというふうに想定をしております。その代わりに、要支援の認定を受けていなくとも、その包括支援センターのケアマネージャーのほうで支援が必要だよという、チェックリストで対象になるよという方であれば利用登録も可能と、基本的には自分でなかなかごみ出しであるとか、運転ができないということがはっきりわかっている方が対象というふうに考えてございます。

○議長（大塚純一郎君） 6番、小沼信孝君。

○6番（小沼信孝君） そうしますと、ケアマネージャーの方がこれから審査をして人数を出すというか、これからということの認識でよろしいですか。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 具体的な人数については、利用者についてはこれからという状況でございます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

4番、矢沢明伸君。

○4番（矢沢明伸君） この事業は介護保険事業のほうで措置されるということで、介護保険のいわゆるサービスというか、そういう報酬関係とは関連なくて、介護保険のほうでは改めて活動費の補助という形で関わるということですね。で、今回、新たにできる仕組みということで、これは地域での見守り支援ということが一番重点になるかと思うんですが、先ほど小沼議員が話されました利用できる人、65歳以上で要支援の1、または2、あとは総合事業のチェックリストで認定された方と、ある程度、それは線引きというか基準ができるわけですね。で、実際は、一人暮らしのお年寄り、女性の方だったりすると、そういう部分でここにサービス内容に当てはまるようなことで困っている人が実際いらっしゃるんですよ。これからの課題かと思うんですが、線を引くと、どうしてもそのグレーゾーンというか、そこにいく・いかないというか、その辺が一番課題なんですよ。介護保険の制度もそうなんです

が、認定の度合いがくると、ここからここはどうなんだって、これからは、その地域での見守り支援という観点から、その利用できる人というのは限定される分はあるかもしれませんが、現状としてやはり、高齢者、それから一人暮らし世帯が多くなってくる方達も含めて見守り支援できるような制度にこう、是非もって行っていただきたい。

それからあとは、利用方法で、サービス提供団体が提供時間、利用料金、利用回数、色々決めるということですが、町から補助をもらう、その届出について、町にどういう形ですか。あるいは審査みたいのが、基準があるのかどうか、その辺についてお伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 矢沢議員の今のお話のとおりですね、グリーゼンの方というの、どうするかというのは、本当に今後、大きい課題になるのかなというふうには思っております。ただあの、包括支援センターのケアマネージャーのほうで、その方の生活の状況であるとか、そういったものをよく見て、ご相談を受けていただきまして、支援でなくともこの事業に該当するというのであれば利用できる形で、なるだけそういった方を増やさないような取り組みには努めてまいりたいと思っております。

あとですね、団体の登録等につきましては、町のほうで一応、応募という形をとらせていただきたいというふうに思います。こういった事業を実施するにあたり、取り組む団体の方に応募していただいて、補助金に該当するかどうかであるとか、利用の方法等につきましては町と相談しながら決めていくか、団体のほうで決めていただいてもそちらはかまわないんですけれども、補助金を支給するにあたっては審査のほうはさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（大塚純一郎君） 4番、矢沢明伸君。

○4番（矢沢明伸君） ありがとうございます。

是非あの、利用できる人、確実なこう、線引きで、じゃなくて、現状はこう、そういう人を見守り支援の対象にやっぱりみていかなきゃならない。そういう方が増えないようにすることは勿論なんですけど、実際、その手助けするような仕組みとして受けていただきたい。

それからサービス内容にいろいろ種類あるんですが、その部分の利用料金。これもその団体によって、地区によって、いろいろ差異が出てきた場合に、やはりいろいろこう、兼ね合いが出てくるのかな、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） サービス内容についてですが、こちらについては町のほうで定めたサービス内容ということで、例えばその利用、補助を受ける、この提供する団体が、この内容については定めることができるようにしてございます。ので、例えば現在考えている団体が、基本的には清掃と洗濯だけをやる団体であれば、サービスはそのサービスしか提供できないこととなりますので、例えば除雪をお願いしても、その部分はその団体が引き受けられないとなれば実施はできないこととなります。また、除雪のみ提供したいという団体があれば、除雪のみでもこの事業は利用は可能ということとなります。ので、全てのこのサービス内容を網羅して、その団体がやらなければならないということではなくて、やはりその地域ですとか、その団体が考えている、その方々が一番必要としている事業を、このサービス内容の中から選定して行うことができるというような形になってございます。

○議長（大塚純一郎君） 4番、矢沢明伸君。

3回目。

○4番（矢沢明伸君） 新たな制度できる中で、現行の訪問介護の他にできる部分としてサービスを立ち上げるということで、やはり主旨としては、地域での見守り支援という部分に尽きると思うんで、いろいろ制度を運用する中で、いわゆるその部分を前面にしながら、料金がこうだと、こちらはできませんよとか、そういう確実なことじゃなくて、やはり、このサービス事業が発足にあたっての趣旨というのはその部分だと思いますので、それをこう、もって、どういうふうな形ができるかっていう形でうまく運用をしていっていただきたいなと思います。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 様々、ご意見ありがとうございます。

まだこの事業も、本当にこれから始まる事業ということで、どういった課題が本当に出るのかというのは、これからの部分もあるかと思えます。ただ今、矢沢議員はじめ様々な議員の方からいろいろアドバイスいただきましたけれども、本当に町内の困っている方が利用しやすく、そして生活しやすい体制をつくれますように我々も努力してまいりますので、今後ともご理解とご協力をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

6番、小沼信孝君。

○6番（小沼信孝君） 3回目です。

○議長（大塚純一郎君） 3回目。

○6番（小沼信孝君） これ、お願いということですが、これからということなんで、これから支援者を認定していくにあたって、家族構成の部分がやっぱり一番重要になってくると思うんですが、家族がまあ、いるということで認定が外れるという支援者が当然出てくると思うんですが、やっぱり家族も何らかの都合で、その要支援の方を置いて出なくちゃならないということだって当然出てくると思いますので、その辺をやっぱり、しっかりと決めていただいて、当然、支援認定されてるわけですから、その方を漏らさないようなことで決めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 利用のできる方につきましては、包括支援センターと相談しながら、一人でも困りごとを抱える方が増えないように考えてまいりたいと思いますのでご理解をお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） それでは、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第53号 令和5年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りをいたします。

日程第3、認定第1号 令和4年度只見町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第12、認定第10号 令和4年度只見町朝日財産区特別会計歳入歳出決算の認定につい

てまでは、議長、議会推薦の監査委員を除く議員10人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認め、認定第1号から認定第10号については、議長、議会推薦の監査委員を除く議員10人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

それでは、決算特別委員会の正・副委員長は、委員会条例第7条第2項の規定により、委員の互選により決するとありますので、特別委員会で互選をお願いします。

なお、委員長が選任されるまでの間、委員会条例第8条第2項により、互選に関する職務は年長の委員が行うと規定されておりますので、三瓶良一委員に臨時委員長をお願いいたします。

決算特別委員会の場所は、本会議場といたします。

委員会の正・副委員長が決まり次第、議長に報告をお願いします。

ここで、決算特別委員会正副委員長選任のため、そして昼食のため、暫時、休議いたします。

当局は、委員会が終わるまで退席を願っております。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時30分

○議長（大塚純一郎君） それでは、休議前に引き続き、会議を開きます。

決算特別委員会の委員長に、4番、矢沢明伸君、副委員長に、9番、菅家忠君が選任されましたので報告いたします。

ここでお諮りをいたします。

ただ今、決算特別委員会に付託しました、認定第1号から認定第10号については、会議規則第46条第1項の規定によって、9月14日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第10号については、9月14日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

審査を終了次第、委員長の責任において、審査結果の報告書を作成し、議長に提出されるようお願いいたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎令和4年度只見町の健全化判断比率について

○議長（大塚純一郎君） それでは、続いて、日程第13、報告第5号 令和4年度只見町の健全化判断比率について報告を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） では、報告第5号 令和4年度只見町の健全化判断比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、別紙のとおり報告するというので、これにつきましては、令和4年度只見町財政健全化判断比率について監査委員の審査に付し、令和5年8月28日付で只見町代表監査委員より審査結果について報告あったものを報告させていただくものでございます。

内容としましては、令和5年8月4日に審査を実施した結果、別紙意見書のとおり報告いたしますということで、別紙意見書をご覧いただきたいと思っております。

審査の概要でございます。

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施したとございます。

審査の結果でございますが、(1) 総合意見としまして、審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められると。

(2) の個別意見としまして、①実質赤字比率についてですが、令和4年度の実績赤字比率は、昨年に引き続き実績赤字額が生じていないため算出されないとございます。②の連結実績赤字比率についてでございますが、令和4年度の連結実績赤字比率は、昨年に引き続き

連結実績赤字額が生じていないため算出されないでございます。③実質公債費比率についてです。令和4年度の実績公債費比率は3.2パーセントとなっており、元利償還金の増により昨年度比0.2パーセントの増となった。早期健全化基準の25パーセントと比較すると、これを下回っているとございます。④将来負担比率について。令和4年度の将来負担比率は、昨年に引き続き将来負担額が生じていないため算出されないでございます。

最後、(3)でございますが、是正改善を要する事項として、特に指摘すべき事項はないという報告をいただいております。

以上、報告申し上げます。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎令和4年度只見町の資金不足比率について

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第14、報告第6号 令和4年度只見町の資金不足比率について報告を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 報告第6号 令和4年度只見町の資金不足比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

これにつきましても、先ほどと同様に資金不足比率につきまして監査委員のほうへ審査に付しました。その結果につきましては8月28日付において報告をいただいております。

このことについて、令和5年8月4日に審査を実施した結果、別紙意見書のとおり報告いたしますということで、別紙のほうをご覧いただきたいと思っております。

令和4年度資金不足比率審査意見書ということで、審査の概要でございます。

この資金不足比率審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施をいただきました。

2の審査結果でございます。

(1) 総合意見としまして、審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められるとございます。

(2) の個別意見でございます。①資金不足比率についてということで、令和4年度の各

特別会計資金不足比率は、昨年に引き続き資金不足額が生じていないため算出されない。早期健全化基準の20パーセントと比較すると、良好な状態にあると認められるとございます。

(3) 是正改善を要する事項ということで、特に指摘すべき事項はないということで報告をいただいているものでございます。

以上、ご報告申し上げます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎株式会社津ただみ振興公社の経営状況について

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第15、報告第7号 株式会社津ただみ振興公社の経営状況について報告を求めます。

交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） それでは、報告第7号 株式会社津ただみ振興公社の経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告をさせていただきます。

次のページから決算報告書を付けさせていただきます。

振興公社の決算報告につきましては第28期となりまして、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとなります。

一枚おめくりいただきたいと思っております。貸借対照表でございます。

左が資産の部でございます。流動資産3,427万181円。こちらの内訳につきましては、下の現金及び預金から未収入金までとなっております。固定資産につきましては242万1,940円。有形固定資産、投資等につきましては以下の細目となっております。資産の部の合計3,669万2,121円となります。右側にまいりまして負債の部でございます。流動負債につきましては3,281万7,417円。それぞれ買掛金から未払消費税までの合計額3,281万7,417円となっております。純資産の部といたしまして、株主資本が387万4,704円。資本金は2,625万円。うち利益剰余金として繰越利益剰余金がマイナスの2,237万5,296円となりまして、純資産の部の合計が387万4,704円となっております。負債及び純資産の部の合計が3,669万2,121円となります。

右側にまいりまして損益計算書でございます。準売上高、受託収入、指定管理料収入、売上、スキー場収入を合わせまして、9,968万289円となります。売上の原価につきましては、棚卸、商品の仕入れ、期末の棚卸高を含めると売上の総利益は7,675万223円となります。販売費および一般管理費については、この後、詳細の項目をご説明させていただきますが、8,607万845円ということで、今期につきましては一般管理費を含めると、営業損失ということで932万622円となります。さらに、そこから営業外収益、営業外費用、特別利益ということで、それぞれ引きますと最終的に最後の段になりますが、当期損失221万3,415円といった結果となっております。

一枚おめくりいただきたいと思えます。販売費及び一般管理費の内訳でございます。営業交通費から最後、雑費まででございます。それぞれの項目の販売費及び一般管理費の内訳がこちらの額となっております、合計としまして8,607万845円となります。

最後のページには株主資本等の変動計算書ということで、当期の残高と、それから当期末の残高ということで株主の変動計算書を付けさせていただきます。

以上、報告させていただきます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎株式会社季の郷湯ら里の経営状況について

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第16、報告第8号 株式会社季の郷湯ら里の経営状況について報告を求めます。

交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） 続きまして、報告第8号 株式会社季の郷湯ら里の経営状況についてでございます。

同じく地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、別紙のとおり報告をさせていただきます。

一枚おめくりいただきまして決算報告書になります。

湯ら里については第25期ということで、令和4年4月1日から令和5年3月31までの決算報告となっております。

一枚おめくりいただきまして貸借対照表でございます。左側、資産の部になります。流動

資産6,491万5,252円。こちらの資産につきましては現金・預金から前払費用まで含めました額となっております。固定資産につきましては146万7,5434円ということで、有形の固定資産、建物の付属設備、電話の加入権等含めました合計額、それから投資その他の資産の合計といった形となっております。資産の合計につきましては左側の最下段、6,638万1,796円となっております。右側にまいりまして負債の部でございます。流動負債につきましては3,614万6,570円。内訳につきましては買掛金から預り入湯税までの合計額となっております。併せまして固定負債として長期の借入金5,710万円となっております。負債の合計が9,324万6,570円となりまして、純資産の部でございますが、株主資本はマイナス2,686万4,774円。資本金につきましては4,320万円となっておりますが、そちらに利益の剰余金ということで繰越利益剰余金がマイナス7,006万4,774円となっております。純資産の部がマイナス2,686万4,774円となります。負債・純資産の合計が6,638万1,796円となります。

右側にまいりまして損益計算書でございます。損益計算書の中身でございますが、準売上高につきましては宿泊の売上から町の委託及び委託管理料まで含めまして、合計で2億2,181万9,304円となっております。売上の原価につきましては当期の宿泊の原価を合わせまして売上の総利益としまして3,464万2,588円となります。そちらから販売費及び一般管理費、この後、内訳を説明させていただきますが、5,319万2,094円を引きますと、当期の営業損失として1,854万9,506円となります。そちらから営業外収益、雑収入、それから営業外費用、特別損失ということで、前期損益修正損等を含めまして、最終的に法人税等を支払いますと当期は純損失となりまして、マイナス1,266万8,411円の損失となりました。

裏側をご覧いただきたいと思えます。販売費及び一般管理費でございます。まず人件費につきましては社員の給料、福利厚生費まで含めまして2,980万2,562円となっております。そちらに経費、広告宣伝費からリース料まで合わせまして、合計で5,319万2,094円。こちらが湯ら里の販売費及び一般管理費の内訳となっております。

右側には宿泊業の原価報告書となりまして、それぞれ材料費4,804万8,563円。それから労務費7,388万8,114円。宿泊業の経費にかかる部分、雑費まで含めまして総合計で宿泊業の原価として1億8,717万6,716円となっております。こちらのほうが先ほどの損益計算書のほうに入りまして最終的な報告結果となっております。

一枚おめくりいただきまして最終ページになりますが、株主の資本等変動計算書ということで、資本金の部分についての変動の計算書がこちらのほうに記載をさせていただきます。

以上、報告をさせていただきます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎只見特産株式会社の経営状況について

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第17、報告第9号 只見特産株式会社の経営状況について報告を求めます。

交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） それでは、報告第9号 只見特産株式会社の経営状況についてでございます。

地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、別紙のとおり報告をさせていただきます。

一枚おめくりいただきたいと思えます。

只見特産に関しましては、まず貸借対照表ということで、こちらのほうに記載をさせていただきます。左側が資産の部でございます。流動資産7,362万3,098円。それぞれ現金・預金から貸倒の引当金までの合計額となっております。固定資産につきましては3,938万8,407円ということで、それぞれ有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産ということで、そちらの合計となっております。資産の合計が1億1,301万1,505円となっております。右側にまいりまして負債の部でございます。流動負債2,845万620円。流動負債につきましては買掛金から未払消費税までとなっております。固定負債につきましては1,589万4,633円ということで、長期の借入金、退職給付引当金となっております。負債の部の合計が4,434万5,253円となります。純資産の部についてでございます。株主資本金6,866万6,252円となります。資本金につきましては7,019万円となっております。利益の剰余金が816万6,252円。そこから自己株式の分969万円をマイナスいたしまして、純資産の合計が6,866万6,252円となります。負債・純資産の合計が1億1,301万1,505円となります。

次のページをご覧くださいと思います。損益計算書についてでございます。

只見特産につきましては期が若干、湯ら里・公社と違いまして、令和4年の3月1日から令和5年の2月28日までの決算期間となっております。今回の決算期におきましては第50期となっております。準売上高1億8,520万7,032円となっております。売上の原価、期首の棚卸から期末の棚卸まで、合計をいたしますと売上の総利益は1,365万7,255円となります。販売費及び一般管理費が2,903万4,031円となります。こちらにつきまして内訳はその後ご説明をさせていただきます。売上の総利益から一般管理費を引きますと営業損失1,537万6,776円となります。そちらに営業外収益、営業外費用、特別利益、特別損失、最後に法人税、住民税及び事業税を加味しますと、当期は純損失ということで624万7,148円の損となりました。

資料右側に販売費及び一般管理費の内訳がございます。人件費につきましては合計で、役員報酬から福利厚生費まで合わせまして1,386万7,221円となります。経費につきましては広告宣伝費から雑費まで合計をいたしまして1,516万6,810円となりまして、販売費及び一般管理費の合計が2,903万4,031円となります。

裏側をご覧くださいと思います。製造原価に関する報告書でございます。製造原価に関する報告書の内訳ですが、材料費としまして期首の材料、それから期末の材料を金額にしますと9,148万9,459円となります。そちらに労務費、賃金から福利厚生費、3,657万9,578円。外注加工費118万6,320円。製造経費といたしまして動力費からリース料まで合わせました3,685万7,914円をしますと、当期の総製造費用として1億6,611万3,271円という内訳となっております。

右側には株主資本等の変動計算書で期内の株主の資本等の変動についての計算書が決算をさせていただきます。

以上で報告のほうを終了させていただきます。

○議長（大塚純一郎君） 以上で、報告が終わりました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（大塚純一郎君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

上着の着衣を求めます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労様でした。

(午後 1 時 5 1 分)

